

ハヤヨミ！ 看護政策 No.384

都道府県看護協会長 様
本会職能委員 様

日本看護協会 広報部
2023年3月7日



生きるを、ともに、つくる。
公益社団法人 日本看護協会

標準様式例及び「電子申請・届出システム」 の使用の基本原則化などを審議 — 介護給付費分科会 —

公開可

◎標準様式例及び「電子申請・届出システム」の使用の基本原則化などを審議 介護給付費分科会

2月20日に社会保障審議会介護給付費分科会が開催され、介護サービスの指定申請や介護報酬の加算等の届出に関する「標準様式例及び『電子申請・届出システム』の使用の基本原則化」について審議した。現在は、国が届出などの標準様式を例として通知しているが、国が示す標準様式例の使用を基本原則化するため、介護保険法施行規則と告示に標準様式が明記される。また、やむを得ない事情がある場合を除き、厚生労働省の「電子申請・届出システム」上で申請を行うこととなる（適用：令和6年4月）。田母神常任理事は、今回の改正で、届出手続きの簡素化・標準化が進み、事業者の事務負担の軽減に繋がることを期待するとともに、システムへの移行期の柔軟な対応と行政からの随時の情報発信を求めた。

また、「令和4年度介護事業経営概況調査」結果が報告され、全介護サービス平均での令和3年度の税引前収支差率は3.0%（コロナ補助金を含む）で、収支差率はプラスであるが、令和2年度の3.9%から低下している結果等が報告された。このほか、本年5月に実施予定の「令和5年度介護事業経営実態調査」の内容について審議された。これらの調査は、次期介護保険制度の改正及び介護報酬の改定に必要な基礎資料を得る目的で実施されるため、高い回答率により精度の高い情報を得ることが必要であり、回収率・有効回収率の向上に関する意見が複数の委員から上がった（執筆：田母神常任理事）。

◎マイナカードと健康保険証の一体化に関する検討会のとりまとめなどを議論 医療保険部会

2月24日に社会保障審議会医療保険部会が開催され、①「マイナンバーカード（マイナカード）と健康保険証の一体化に関する検討会」中間とりまとめについて②マイナンバー法の一部改正法案の概要について議論した。①の中間とりまとめでは、「マイナカードの特急発行・公付の仕組みの創設等について」「マイナカードの代理公付・

＜お問合せ先＞ 日本看護協会 広報部

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5-8-2 電話：03-5778-8547 FAX：03-5778-8478

Eメール koho@nurse.or.jp ホームページ <https://www.nurse.or.jp/>

申請補助等について」「市町村によるマイナカードの申請受付・公付体制強化の対応」
「マイナカードによりオンライン資格確認を受けることができない場合の取扱い」
「第三者によるマイナカードの取扱いについて」などがまとめられた。②では、健康
保険証廃止に伴う発行済の健康保険証の取り扱いのスケジュールが示された。秋山副
会長は、①保険証の有効期限が令和7年秋に一斉に切れた後、窓口で混乱のないよう
にすべき②訪問看護ステーションではオンライン請求が令和6年5月にスタートし
た後、令和6年秋の保険証廃止までの準備期間が短いため一層の支援が必要③マイナ
カードの代理交付では暗証番号を知られる不安等で本人・家族の同意が得られない場
合等には、資格確認書を用いる方法を伝えるなど現場に混乱がないように進めるべき
④マイナカードの特急発行では悪用等の懸念からマイナンバーを変えたい方にもあ
る程度迅速な再発行が必要⑤マイナカードの代理交付を支援する方には、健康保険証
としての利用申込の支援も併せて必要と意見した（執筆：吉川常任理事）。

◎全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための法改正など について議論 医療部会

2月24日に社会保障審議会医療部会が開催され、①全世代対応型の持続可能な社
会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の閣議決定につい
て②我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置
法の閣議決定について③第8次医療計画等に関する検討会（6事業目〔新興感染症対
応〕について④令和5年度予算案・税制改正について一が報告された。①については、
資料で示された「地域完結型の医療・介護提供体制の構築」に関するポンチ絵につい
て、「かかりつけ医機能を説明する上では分かりやすいポンチ絵だが、地域包括ケア
において重要な急変時の高齢者救急に関わる2次救急病院の立ち位置が全く分から
ない」「患者から見て、かかりつけ医機能とはどのように活用できるのか、かかりつ
け医機能を持たない人は、どのようにかかりつけ医を見つけていくのか、患者・国民
にどう伝えていくかが今後の大きな問題になる」等の意見が出た。②については、（独）
国立病院機構及び（独）地域医療機能推進機構の国庫納付金の納付の特例について、
（独）国立病院機構は422億円、（独）地域医療機能推進機構は324億円を、令和5事業
年度において国庫に前倒しで納付すると説明した。委員からは、「国立病院機構に所
属する看護師の残業代の未払いが常態化していると報じられており、こうした事態が
生じているとすれば、所管省庁として対応が必要」「コロナ対応で補助金を得ていた
のは国立病院機構だけではないため、今回の対応には疑問」等の意見が出た。③につ
いては、事務局が、第8次医療計画の6事業目（新興感染症対応）への対応の方向性
や都道府県予防計画の記載事項等について説明した。委員からは、「協定締結医療機
関が確保した病床を稼働させるためには、医療従事者の確保が重要であり、平時から
の人材確保・育成が欠かせない。必要な設備整備・物資の確保を含めて、国としての
支援策を講じてほしい」「流行初期医療確保措置の対象となる協定締結医療機関の対
応の方向性として、都道府県知事からの要請後原則1週間以内に即応化する（＝病床
を確保する）というのは無理。2～3週間は必要であるため依頼・相談のタイミングを
早くするなどの対応が必要」などの意見が出た（執筆：吉川常任理事）。

「ハヤヨミ！ 看護政策」は、看護政策関連の情報や本会の動きを、都道府県看護協会の皆
さまと本会職能委員の皆さまにお伝えするものです。内部活用を基本としていますが、中見
出しに記載している「◎」は公開可能な内容、「■」は公開をお控えいただきたい内容です。
情報の取り扱いには、ご留意いただくようお願い申し上げます。